

志木市立宗岡第二小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。（平成25年 いじめ防止対策推進法）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの子どもにも起こり得る」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、さまざまな措置を迅速に講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童への適切な指導と保護者への支援・助言を組織的に対応する。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(法第13条)。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

3 学校いじめ防止基本方針を定める意義の周知

学校いじめ防止基本方針を定める意義について、次のように周知する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応になる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為への抑止につながる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

4 いじめ根絶に向けた年間行事計画の策定

学校基本方針に基づく、実効的で検証可能な年間計画を作成する。

5 いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

【構成員】

校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・各学年主任・各学年生徒指導担当・教育相談主任・保健主事
外部機関(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、志木市立教育サポート
センター、子ども家庭課、福祉課、児童相談所および警察等)

【活動内容】

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)。
- (2) この校内組織は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携し、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。
- (3) この校内組織の具体的な取組みは、次のとおりである。
 - ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。
 - ② いじめの相談・通報の窓口。
 - ③ いじめの疑いに関する情報の共有や子どもの問題行動などに係る情報の収集といじめの未然防止。
 - ④ いじめ事象に関係のある子どもへの事実関係の聴取、共通理解に基づく指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者、関係機関との連携。

6 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① あいさつ運動を推進し、思いやりや感謝の心をもって周囲に伝えようとする心を育む。
 - ② いじめを許さない学級をつくる。子ども一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、子どもたちが主体的にいじめの未然防止に取り組む学級を運営するために、次のことを実践する。
 - ア 話し合いなどを通して、子どもがいじめについて考えること。
 - イ 見て見ぬふりをしないよう指導すること。
 - ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導すること。
 - エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すこと。
 - オ 道德教育の充実を図ること。
 - カ 特別活動を通して、望ましい人間関係づくりを促すこと。
 - キ 学校・学年行事等を通して、学級の連帯感を育てること。
 - ③ 始業式などの儀式的行事においていじめに触れ、「いじめは決して許されない行為である」という考え方を全校児童に徹底して周知させる。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
 - ① 豊かな心をはぐくむ道德教育を充実させる。あらゆる教育活動を通じて、子どもの豊かな情操と道徳心を培うため、全教職員の共通理解のもと道德教育及び体験活動を充実させる。
 - ② 互いに尊重し合う意識を高める人権教育を推進する。自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。
 - ③ 学ぶ喜びを味わう学習指導を実践する。子どもが主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、子どもが学ぶ喜びを味わうことのできる授業を展開する。
 - ④ 子どもの主体的な活動に基づく児童会活動を推進する。児童会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子どもどうして悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。

- ⑤ ネットいじめの対応を推進する。インターネットやSNSの利用に関するルール等について子供に主体的に考えさせる等、情報モラルの教育の充実を図る。
- ⑥ 家庭、地域との連携強化を図る。学校応援団、PTA、地域や関係団体との連携をさらに推進する。

7 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的に子どもの様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。
- (2) いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、児童との面談による定期的な調査により早期発見に努める。
- (3) 児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

8 いじめの対処のための取組

- (1) いじめを受けた子どもに対する支援、並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (2) いじめを行った子どもに対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子ども等、傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる指導を行う。
- (4) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員及び養護教諭と連携を取りながら支援する。
- (5) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。

9 関係機関と連携した取組

いじめの要因は様々であることから、志木市立教育サポートセンター、子ども家庭課、福祉課、児童相談所および警察等との情報共有と行動連携を継続的に行う。

10 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態であるかどうかの判断に関わらず、発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

11 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。